

亀井 静香

衆議院議員
Shizuka Kamei



すべての冤罪を防ぐことはできない。
せめて生命を絶つことはやめるべきです。

警察官僚出身で、コワモテの保守政治家というイメージの強い亀井静香氏。一方で「死刑廃止を推進する議員連盟」[*1]の創設当時のメンバーで、筋金入りの死刑廃止論者としても知られる。警察幹部として捜査の陣頭指揮をとった経験から「誤審・冤罪は避けられない」と断言する。取調べの可視化、裁判員制度、死刑制度など自らの経験に根ざした政治哲学を伺った。

手錠をかけ、縄をつけて引きずり回されれば、被疑者は警察の言いなりになる。

——大学卒業後、いったんは民間企業に就職されたのに、あらためて警察庁に入庁されたのはどういう経緯だったのですか？

大学を卒業したのが60年安保闘争の年で、何万というデモ隊が国会を包囲しました。そのときの警察のふがない様子に腹が立って「俺が警察を強くしてやる」と一念発起したのです。

——そこから警察幹部としてキャリアを積まれた訳ですが、そ

の経験から冤罪の危険性がつねにつきまとうことを指摘されていますね。

ほとんどの場合、被疑者は拘禁性ノイローゼにかかると言っても過言ではありません。手錠をかけ、縄をつけて引きずり回されれば、人格破壊が起きてしまふ。そうなると取調べ官の言いなりになってしまふのです。連日のように朝から夜の11時、12時までががん取調べをやら

れると「どうでもいいや」となってしまう。取調べから解放されると、はっと我に返ることもあるが、それではもう遅い。

——先生ご自身も、冤罪ではないかと思われるケースを経験されたことがありますか。

幹部は直接被疑者の取調べには当たらないことになっていますが、捜査指揮をした事件で、犯人を取り違える危険性を感じたことはあります。冤罪を生まないためには、上司がきちんと監督する必要がありますが、なかなかチェック機能が働くのが難しい。問題を暴き出すより、つい正当化しようとしてしまいい、よってたかって有罪にすることが起きる。人間が作った組織にはみんな当てはまることですが、この点では残念ながら警察も検察も人の子に過ぎないと言わざるを得ません。

——何が何でも自分を白をとること

が至上命題になっているようにも思えます。

私が警察にいた時代は少し違っていたと思うんですが、最近では勾留が下手をすると拷問と変わらなくなってしまう。長期間勾留されると、仕事は失い孤独感に責めさいなまれる。警察はいったん逮捕すると、「やりました」と認めるまで出さない。中には弁護士まで一緒になって、認めれば出られると言いつつうなケースもあるようです。一日認めても公判で否認すればよいと言っけれど、法廷でやってないなどと言っても、嘘をついていると思われるだけです。

*1 1989年12月、国連総会で「死刑廃止条約」(正式名称「市民的及び政治的権利に関する国際規約第二選択議定書」)が採択された。この条約の批准をめざして1994年に超党派の国会議員によって結成された。



今の刑事訴訟法では裁判官の面前で否認しても、裁判所は取り上げる必要がない。裁判官の自由裁量、自由心証^{＊2}ということになっていますが、たいていの場合、裁判官は自分の目の前にいる被告人の公判証言よりも、警察官や検察官の作った調書の方を信じるんです。

司法試験に受かった、きちんと背広を着てネクタイした検察官が作った調書と、私みたいに人相の悪い被告人の言うこととどっちが信用されるか、ということです。

——20日間という勾留期間の長さも問題ではないでしょうか。

長さの問題というより、無罪推定の大原則がないがしろにされていることが問題です。捜査機関が有罪と決めつけ、(勾留によって)外界との遮断がとめどもなく長引き、両手錠で引きずりまわされ、人格まで破壊さ

れる。こんな状態で自白してしまつて、後から嘘だったと言つても、国家権力は絶対に認めようとはしません。

裁判官も検察官も同じように司法修習を受けた仲間という意識がある。弁護士でさえ、冤罪を生まないことを自分の仕事と考えているのか、それとも保釈や情状酌量をとるのが仕事と考えているのか分からない人がいる。これでは冤罪が生まれる可能性は高いと言わざるを得ません。

冤罪を生む警察・検察の組織防衛・自己防衛

——先ほど言われた、チェック機能が働かないというのは、どうしてでしょう。

部下の間違いを認めてしまつたら自分の手落ちになるかのような強迫観念にとらわれ、部下のやったことを正当化してしまふんですね。どうしても組織防

衛、自己防衛が働いてしまふ。

——どうすればチェック機能が働くようになるのでしょうか。

難しい問題ですが、狭い意味ではなく広い意味の教育が大切な。いい人材を集めて、鍛えること。25万人の警察官の一人ひとりが国家権力を行使している。末端のお巡りさんだつてそうです。ちゃんとやるには、いい人材、教育そして幹部がきちんと指導すること。

昔は一生涯捜査だけでよいという人もいました。昇進試験も受けず現場一筋。しかし今はみんなサラリーマン社会になっている。ちゃんとした仕事をするよりも出世することしか考えていない。現場で地道にやるより、六法全書を丸暗記した方が出世できるのでは、ばかりしくなります。またそういう狭い世界にいます。価値判断がおかしくなることもある。司法試験制度も

＊2 裁判で提出された証拠の証明力や証拠にもとづく事実認定にあたって、その方法や基準を個々の裁判官の自由な心証に任せざることをいう。

刑事訴訟法第318条「証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる」

＊3 2002年に司法試験法が改正され、2006年から新しい制度による司法試験が始まった。合格者数を従来よりも多くし、法曹(裁判官、検察官、弁護士)を増やすことを意図しているため、質が低下するのでは、という危惧も取り沙汰されている。2011年までは移行期として旧来の司法試験も平行して実施される。

＊4 東京、大阪、名古屋の3地方検察庁に設置されている特別捜査部。独自の捜査権限を行使し、大型脱税事件、政治家の汚職・疑獄事件などを摘発する。

＊5 司法警察員面前調書。司法警察員とは一定の階級以上の警察官(通常巡査部長以上)。その面前で供述し、警察官が書き取った調書。

＊6 検察官面前調書。検察官が訊問し、書き取った調書。

ゆるめてしまった^{＊3}から、本来ならなるべきでないような人材まで検察官になつてしまふ。けつきよくは人間の問題だと思えます。ことに中堅幹部が大事です。中間管理者がきちんとしていないと、すべてが駄目になる。

——検察が警察に対してチェック機能を果たすことはできないのでしょうか。

特捜^{＊4}を別にすれば、検察官なんて自分で被疑者の口を割らせている訳ではない。本当に自白を取っているのは警察で、検察は員面調書^{＊5}をもとに検面調書^{＊6}を上手にまとめているだけです。警察が描いたシナリオをもとに、検察が起訴に持ち込む。警察をチェックするということより、警察が描いたシナリオが多少不備でも、検察が強引に引っ張っていつてしまふ。逮捕されるとマスコミがすぐ

に犯人視して報道するのも、こういうことを助けている。裁判官も人の子ですから、マスコミの影響を圧倒的に受けます。だから警察・検察も、マスコミを使つて都合のよいように情報をリークして被疑者を悪者に仕立て上げていく。

——冤罪を防ぐ手だてではないのでしょうか。

検挙する時点で、証拠を判断する目が重要です。つまり逮捕段階で、警察幹部のチェック能力が問われます。検察は、警察が逮捕した者を受け取るだけで、すから、警察が間違えたら検察はそのまま通してしまふ。よほどのことでない限り、間違えたまま起訴します。チェック機能を果たすような能力のある捜査官、上司が必要だということは、当たり前の前提です。しかし、それでも冤罪を100%なくすることはできません。



取調べの可視化がもつ 効力と危険性。

取調べの可視化など、法整備によって冤罪を防ぐことはできませんか。

取調べを可視化「*」すれば、心理的拷問が起きない環境作り

にはなると思います。ビデオカメラが見ている、マイクが聴いている、という状況では、やってないのにやったと言うことは減るでしょう。その意味で冤罪を防ぐ役に立つのは確かです。しかし一方では、本当にやっている人間から真実を聞き出す

ことも困難になる。

誰だって刑務所には行きたくない。どんな悪いことをやっても助かりたい一心というのは、人間の本能に近いものです。そういう中で被疑者に真実を喋らせることは、人間対人間の壮絶なたたかいです。相手の良心、反省の気持ちを引き出さなければできない。取調べというのは、人間の心をめざめさせることでもあります。

そうしたことが衆人環視の中でできるか、という疑問です。被疑者の心理としても喋りにくいでしょう。神父に対する懺悔に他人が立ち会いますか？可視化には、それと同じような弊害もある。先ほど幹部は直接の取調べはしないと言いましたが、実は私はその禁を破って、ある大きな事件で被疑者と直接対峙したこともあります。その経験から言っても、本当のことを聞

*7 警察や検察の取調べは外からうかがい知ることのできない密室で行われている。そのため、無理な自白強要や拷問に近い取調べが未だに根絶されていない。取調室にビデオカメラやテープレコーダを持ち込み、取調べ過程を録音・録画することで透明性を確保し、違法な取調べを防止するとともに、自白が無理矢理にさせられたものか否かを検証可能にしようという考え。欧米やアジアの国々でも可視化はすでに進んでおり、日本の立ち後れが指摘されている。

*8 犯罪はそれが実行された後に、犯罪として処罰されるのが原則で、未遂の場合にも犯罪を遂行しようとする行為があつて初めて処罰の対象になる。いくら「殺してやる」と叫んでも、それ自体では殺人罪にならないという当たり前のことである。共謀罪はこの常識をくつがえし、犯罪のための共謀自体を犯罪として処罰しようとするもの。政府・与党は「国連越境組織犯罪防止条約（2000年12月、国連総会で採択）の批准のために、この法律の新設が必要だと主張しているが、日弁連などはその見解を否定している。

2004年2月20日、第159回国会に内閣提出法律案として提出され、廃案、再提出、継続審議を繰り返しながら今日に至っている。

き出すのは生半可な事ではできません。

可視化によって、自白が取りにくくなるということでしょう。

可視化が冤罪防止に効果があることは認めますが、一方では悪いことをした者が言い逃れる危険性もある。自白がとれないと、本当は有罪の者が無罪になるかもしれない。今でも自供が証拠の王様とされていますし、裁判員制度が始まれば、もっとそういう傾向が強くなるでしょう。自白のない事件では公判維持も有罪も難しいのは事実です。自白以外の証拠があつても、証拠と証拠をつなぐ供述がないと、証拠価値が落ちてしまつていくから科学捜査が進んでも、被疑者の供述が得られないと困難です。

だから、可視化すると真犯人が罪をすり抜ける環境が用意さ

れる側面も無視できません。

取調べを行う側の心理には、どう影響しますか？

冗談も言えなくなり、相手をなごませて人間関係を作るようなこともできなくなる。

犯人の中には愛情に飢えた人もいます。そうした人に対して、兄や親のような気持ちになつて調べることもあります。やった事を取り返しがつかないが、本当のことを言つてやり直そうと働きかける。そうした人間としての情を尽くした取調べが、被疑者の良心を引き出していく。すべてテープで録音されるような状況では、それは難しいと思います。

具体的には、どのような措置が良いとお考えですか。

警察官ではなく検察官取調べで、最後に検面調書を取る段階でビデオ撮影すれば、任意性を明らかにして証拠能力を高める

ことができます。私が悪かったという反省に至った段階で、（自白を）無理矢理とつたのではないということを確認するためにビデオ撮影するのが良い。

冤罪が起きないような法体系を作ることは必要ですが、それは可視化だけではありません。例えば共謀罪「*」を作ると、より多くの人を道連れにして冤罪を生み出すことになる。

死刑判決は、裁判官・裁判員全員一致で。

民主党が証拠開示の拡大など刑事訴訟法改正を提案していますが。

膨大な証言や証拠をどこまで出すのか、トラックに載せて全部持つてこいという訳にもいけません。証拠全体を見て、シロの証拠もあればクロの証拠もある。それをどこまで出すべきか実務上の線引きはきわめて難しい。

いずれにしても証拠開示に外部の圧力が加わるのは良くない。証拠隠滅がやりやすくなるマイナスが出てくる可能性もあります。

一方で、全面開示の方向が進めば、検察警察の持っている証拠に客観性をもたせるというプラスもある。画面あるから、その線引きは簡単ではありません。

証拠が一部しか開示されないのはフェアではない。裁判員制度が始まったら、一部分の証拠だけで判断できるのか、という疑問が市民からも出てくるのではないのでしょうか。

裁判員制度は、きちんと練り上げないまま国会を通してしまつて、実は法務省も困っているんじゃないだろうか。改革と称して、何でもかんでも官から民に移行させた方が官が楽できるなんて考えて決めた訳じゃないと思うが。

証拠の判断はきわめて難しい問題で、訓練に訓練を積んだ職業裁判官でさえ間違えることがある。経験のない人が3日で判決を出してよいものか。まして裁判員は死刑判決を下すことになる。^{〔*9〕}

だから私たちは、せめて死刑判決は全員一致で、という法案^{〔*10〕}を国会に出すことにしているんです。仮釈放のない終身刑の導入とともに議員立法で国会に出します。

死刑は全員一致で、というのは世論の支持を得ると思います。（袴田事件の）熊本裁判官のように、職業裁判官でさえ多数決で死刑となって苦しんだ。^{〔*11〕}まして一民間人が、自分は無罪かもしれないと思った人間を死刑にする評決に加わったことで、一生涯十字架を背負っていくことになって良いでしょうか。

裁判員制度は根底を間違えている。

——死刑判決の全員一致法案は、重無期刑（終身刑）の導入と一体で提案されていますが、

私は死刑廃止論者ですが、国民の8割が死刑を認めている現状では、理想だけを言っても駄目です。一生涯刑務所の外へ出ることができない終身刑が導入されれば、死刑にまでしなくてもよい、という国民も多い。仮釈放が認められる現在の無期刑と死刑の間に、仮釈放が認められない重無期刑（終身刑）を設けることで、死刑判決を実質的に減らし、将来的には廃止の方向で国民の合意を形成したいと思っています。

——先生が死刑に反対される理由は何か？
人の生命を大事にすることは健全な社会の基本だからです。

国家が人の生命を奪うなどということは、あつてはならない。どんな悪いことをした人でも、死刑囚はもはや一切の抵抗力を奪われている。そういう無力な人の手足を縛って殺すなどということを国家がやってはならないと思います。

人間の心には仏様も悪魔も住んでいます。悪魔を退治することも大事ですが、それだけに血の道を上げ、悪い奴は抹殺してしまえ、と短絡的に考えるのではなく、どうしたら仏様の心を導き出せるか、育てられるかと考えることも大事です。人を処罰すればよいという社会では冤罪も絶えません。

——裁判員制度が始まって、冤罪は減らないでしょうか。

裁判員制度は、根底を間違えています。人間は人間を裁くほど立派じゃない。自分自身を裁くことすらできない。まして他

^{〔*9〕}「裁判員法」では「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」は「裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う」と規定している（第2条1）。したがって来年5月以降、裁判員裁判が始まるとすべての死刑事件は一般市民が判決に加わることになる。

^{〔*10〕}「死刑廃止を推進する議員連盟」は、仮釈放を許さない終身刑である重無期刑を新設する刑法改正案と、死刑判決の場合は裁判官と裁判員9名全員一致でなければならぬとする裁判員法改正案をとりまとめ、議員立法として国会提出を予定している。

^{〔*11〕}1966年に静岡県清水市（当時）で起きた味噌製造会社専務一家4人殺害事件（いわゆる袴田事件）で、一審死刑判決を起訴した熊本典道元判事が、2007年になって「自分は無罪の心証をもっていたが、他の2名の裁判官が有罪を主張し、多数決に負けて死刑判決を書いた」と衝撃的な告白を行った。熊本元判事は「袴田くんに謝りたい」と何度か東京拘置所の袴田巖死刑囚を訪れたが、東拘当局から面会を拒否されている。

人を裁くなど、本当は神様にしかできないことです。しかし、そんな大それた事でも誰かがやらなければならぬ。だからこそ職業裁判官がいる。職業的に訓練された裁判官だけが、社会が必要とする汚れ仕事を引き受けることができる。

被害者参加制度^{〔*12〕}で被害者が量刑まで求めることができるようになりました。報道の影響もたくさん受けた裁判員の前で被害者が極刑を求めれば、果たして冷静な判決が出せるでしょうか。

裁判員制度はやめたほうがいい。いざ始まったら非難轟々で、やめざるを得なくなると思いますが。

すべての誤審、冤罪を防ぐことはできないのだから、せめて生命を絶つという取り返しのつかない死刑だけはやめるべきだと思います。



PROFILE 亀井静香(かめいしずか)

1936年、広島県出身。衆議院議員。国民新党代表代行。死刑廃止を推進する議員連盟会長。1960年、東京大学経済学部卒業。民間企業でサラリーマン生活を経た後、62年、警察庁に入庁。鳥取県警察本部警務部長、埼玉県警察本部捜査二課長等を歴任。71年、警察庁警備局時代に極左事件に関する初代統括責任者となり、成田空港事件、連合赤軍あさま山荘事件、日本赤軍テルアビブ空港事件等を陣頭指揮。77年退官し、79年に衆議院議員に初当選。94年、自民、社会、さきがけ三党による村山連立内閣の樹立に奔走、運輸大臣に就任。96年、建設大臣（橋本内閣）など歴任。2001年「死刑廃止を推進する議員連盟」会長就任。2005年自民党を離党して国民新党（綿貫民輔代表）を結党。同党代表代行として現在に至る。衆議院選挙連続当選（10期目）。著書に『ニッポン劇的大改造』『月刊 亀井静香』『死刑廃止論』などがある。

^{〔*12〕}2007年6月「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立。犯罪被害者が法廷で直接、被告人や証人に質問し、また独自に求刑をすることもできるとしている。この法律の成立に際して日弁連は以下のような会長声明を発表している。「客観的な証拠に基づき真実を明らかにし、被告人に対して適正な量刑を判断するという刑事訴訟の機能を損なうおそれがある。こうした懸念は、一般市民が参加し2009年から施行される裁判員裁判において、より深刻なものとなる」

次号「冤罪File」第4号は11月1日（土）発売です！

次号特集記事 ■ 42年目の「袴田事件」——死刑囚からの手紙